

令和 8 年度

我が国循環産業の海外展開事業化促進業務
実現可能性調査（FS）事業

公募要領

令和 8 年 4 月

目次

1. 事業の目的.....	1
2. 事業者の要件.....	1
(1) 事業の実施者の要件.....	1
(2) 事業の申請者及び体制の要件.....	1
3. 対象国及び地域の要件.....	2
4. 事業の要件.....	2
(1) 事業の内容.....	2
(2) 調査の内容.....	3
(3) 事業実施期間.....	4
(4) 対象経費.....	4
(5) 事業の目標.....	4
5. 公募申請.....	6
(1) 申請方法.....	6
(2) 公募期間.....	6
(3) 公募説明会.....	6
(4) 質問や問い合わせ.....	6
6. 選考について.....	7
(1) 選考方法.....	7
(2) 選考基準.....	7
(3) 採択金額及び件数.....	7
(4) 選考結果.....	7
7. 採択後について.....	8
(1) 事業の実施体制.....	8
(2) 事業の契約の性質.....	8
(3) 採択に係る条件（付帯条件）.....	8
(4) 契約に係る留意事項.....	8
(5) 定例会への参加.....	8
(6) 報告会への参加.....	8
(7) 成果の公表.....	9
(8) 事業化への努力.....	9
8. 著作権等の扱い.....	10
9. 情報セキュリティの確保.....	10
別添 1 申請書類の様式及びチェックリスト.....	11
別添 2 評価基準表.....	13

1. 事業の目的

アジアをはじめとした多くの国において、経済成長や人口増加に伴って、廃棄物の発生量の増加と質の多様化が生じてきています。しかし、廃棄物処理・リサイクル体制が未整備・未成熟であることから、廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染が懸念されています。例えば、新興国においては、経済発展や都市の発展の一方で、廃家電等の実効的なリサイクル制度が運用されておらず、野焼き等による環境汚染、健康被害、資源損失が発生しています。各国における様々な課題に対し、我が国の廃棄物処理・リサイクルを担う循環産業は先進的な技術を有しており、その国際展開が実現すれば、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化にもつながります。

以上の背景の下、環境省事業として、具体的に海外展開を計画している循環産業に係る事業について、その事業化促進を図るため、実現可能性調査（以下、「FS」という。）等を主とした「令和 8 年度我が国循環産業の海外展開事業化促進業務」（以下「本事業」という。）を実施しています。

公益財団法人廃棄物・3R 研究財団（以下「当財団」という。）は本事業の請負者として公募、事業の選定及び選定事業の進捗管理・成果評価等に関する統括支援を行います。

2. 事業者の要件

(1) 事業の実施者の要件

事業の実施者とは、4. (2) ①に示す海外展開計画案に基づき、当該計画案に示された事業の事業化を主導する主体である。事業の実施者は、以下①又は②のいずれかの民間法人であること。なお、事業の実施者が複数による連携体制の場合には、中核的な役割を担う主体が、以下①又は②のいずれかの民間法人であること。

①我が国に本社又は主たる事務所を置いている民間法人（海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でないこと）

②①の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている民間法人

(2) 事業の申請者及び体制の要件

事業の申請者とは、本事業における FS 等を企画し、事業の遂行を主導する中核的な主体である。申請者は次の①及び⑧であって、かつ、②、③又は④のいずれかを満たす者であること。共同実施者とは、申請者と共に事業を遂行する主体である。事業の体制は、⑤、⑥又は⑦を想定している。また、⑥又は⑦の場合、「共同事業実施協定書」を締結いただく必要があります。

① (1) で定めた事業の実施者のうち、(1) ①の要件を満たす主体

②令和 7・8・9 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、いずれか 1 つの項目が申請書提出時まで「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者

③地方公共団体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者

④一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を取得している者

⑤申請者が単独で実施する体制。

⑥申請者が他の実施者とともに連携し、共同で事業を実施する体制。

⑦申請者が他の民間事業者や地方公共団体等を共同実施者としたコンソーシアムで実施する体制。なお、コンソーシアムにおける共同実施者は (1) ①又は②を満たさないものとする。

⑧「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

3. 対象国及び地域の要件

事業の対象国及び地域に制限はありませんが、事業の採択においては、我が国政府との間で二国間協力等を進めている国及び地域を対象とした事業を優先的に採択します。

- 環境協力全般又は廃棄物分野の協力覚書の締結国又は地域及び二国間協力実施国：アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カンボジア、クウェート、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、モザンビーク、モンゴル、ブラジル、ウズベキスタン、カザフスタン、オマーン、バングラデシュ、バヌアツ、台湾、ラオス
- アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）加盟国：2026年1月14日時点で47か国及び236都市。詳細は下記リンクを参照。
<https://www.africancleancities.org/member-countries-and-cities>
- JCM パートナー国：2025年8月時点で31か国。詳細は下記リンクを参照。
<https://gec.jp/jcm/jp/about/>
- 東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国：2026年3月16日時点で11か国。詳細は下記リンクを参照。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/>
- 日米豪印（QUAD）：アメリカ、オーストラリア、インド

4. 事業の要件

(1) 事業の内容

次の①又は②に該当する事業であって、今後数年以内に事業開始を計画していること。

- ①海外において、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関するサービスを提供する事業
 - ②海外において、①の事業を実施する事業者からの委託を受け、これに必要な施設を設置する事業
- ※ 技術供与のみの事業は対象としません（廃棄物等の処理やリサイクルのサービスの提供又はこれに必要な施設設置を行わない事業は対象外です。）。
- ※ 「汚水処理」については、下水汚泥のメタン発酵処理など循環資源として取り扱うもの、し尿を含む生活排水処理を行うもの、主たる廃棄物処理・リサイクル事業の一部として付随して実施するものは事業対象となりますが、排水処理設備に特化したものは事業対象になりません。
- ※ 「フロン回収」については、電気・電子機器廃棄物のリサイクル、使用済自動車のリサイクル等、廃棄物処理・リサイクル事業の一部として付随して実施するものや相乗効果が見込まれるものは事業対象となりますが、フロン回収に特化したものは事業対象になりません。

また、本事業は環境省の政策的課題である国際資源循環（対象国の電気・電子機器廃棄物（e-waste）等を回収し、日本国内の精錬施設を活用して再資源化・再商品化する事業や、使用済自動車（ELV）を回収し再資源化・再商品化する事業等）を最優先する事業として設定します。

(2) 調査の内容

本事業は事業実施がほぼ確定し、事業の基本的な枠組みも定まっており、事業実施に当たっての実現可能性を高めるための情報収集・整理、現地関係者との関係強化を目的とした調査で、以下の①～⑧から構成されるものとします。なお、これらの事業は当財団の進捗管理・助言の下で実施します。

① 海外展開計画案の策定

調査開始前に把握している情報を踏まえ、対象地域、処理対象廃棄物の種類、利用技術等を明確化し、その導入規模を設定した事業計画案を策定する。また事業計画案には、事業規模、事業運営計画、事業実施体制、事業化までのスケジュール案、収支計画（イニシャルコスト、ランニングコストなど）を含む。

② 対象地域における現状調査

事業の実現可能性評価に必要と考えられる現状調査を行う。具体的には、事業対象地域を中心とした社会・経済状況、処理対象廃棄物の発生・処理状況、廃棄物処理・リサイクルの制度・政策（計画の有無やニーズ等を含む。）、現地地方政府における廃棄物関連予算の規模（想定する契約相手が地方政府の場合）等についての調査を行う。また、事業者が提供する製品（再生品や再生エネルギー等）やサービスの価格、市場規模及び需要、事業に関連する競合状況、リスク等について調査を行う。以上の調査では、実現可能性の評価根拠として利用できるよう、より確かな情報源から情報を収集するとともに、可能な限り定量的なデータを収集する。

③ 廃棄物の組成、性状等調査

対象地域における処理対象廃棄物の組成、性状等に関し、サンプリング分析等の調査を実施する。

④ 対象地域の政府・企業との連携構築

事業を実施する上で必要な対象地域の政府（中央政府、地方政府等）や企業（対象地域の企業、第三国の企業等）を明確にするとともに、連携の可能性について分析・検討を行う。また、事業の実現に枢要な現地政府機関・企業等との承認取得や事業化を推進する覚書等の締結に努めること。

⑤ 合同ワークショップの開催

対象地域での海外展開の枠組みを構築するため、海外展開事業を計画している事業者等の日本側関係者と現地の行政当局、関係団体、パートナー企業等の関係者との間で、海外展開事業計画案や実施状況、事業推進に向けた協力等について情報共有・意見交換を行う

「関係者合同ワークショップ」を開催する。関係者合同ワークショップの開催地は現地又は日本国で行うことが望ましいが、オンラインでの開催も妨げない。なお、相手国関係者による視察のための招聘等、「ワークショップ」と同じ効果をもたらすものであれば、その用途にはこだわらない。

⑥実現可能性の評価等

対象事業の事業性（採算性）については、処理対象廃棄物の回収可能量や事業に係る費用等の定量的な分析（予測も含む。）、対象事業によって提供される製品やサービスの市場規模や需要に関する定量的な分析（予測も含む。）、競合状況分析、リスク分析、収支シミュレーション及び採算性分析、資金調達分析等を実施した結果を用いて評価を行う。なお、予測やシミュレーション等では、リスク分析結果等をふまえて複数のシナリオを設定して予測を行い、採算性分析はリスクを最も厳しく評価した条件での分析を必ず実施する。加えて、環境負荷削減効果（廃棄物対策・リサイクルへの貢献、温室効果ガス排出削減等）、社会的受容性、事業化に向けて想定される課題等を分析し、事業の実現可能性を評価するとともに、課題解決の方策を検討する。なお、以上の分析・評価は、可能な限り定量的なデータの活用による分析・評価を行うこととし、評価根拠とするデータや情報等は信頼できる情報源から収集したものを活用する。また、データや情報等の収集のため、試験的に事業を一部実施してその効果等を検証することも妨げない。

⑦海外展開計画案の見直し

事業の実現可能性を改善させることにつながる現地の行政施策（分別収集の制度、廃棄物の譲渡価格への介入、施設整備への補助金など）について検討し、適切な施策があれば提案をまとめる。その上で、本事業で得られた結果を踏まえ、①の事業計画案を見直す。

⑧報告書及び概要資料作成

事業計画案、対象事業の事業性、環境負荷削減効果、実現可能性の評価結果等を対象地域の行政、事業者等の関係者に提案できる形で報告書をまとめる。事業の実現可能性を改善できる現地の行政施策があれば、これも報告書にまとめる。また、採択となった場合には調査前後で公表可能な概要資料を作成する。

(3) 事業実施期間

当財団との契約日から令和9年2月末までとします。

(4) 対象経費

表1に示した費目のうち、事業実施のために直接必要な費用であって、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り（不明瞭な積算は、必要な経費と認めません。）。

(5) 事業の目標

選考に当たっては、海外展開計画案に示された事業の実現可能性及び環境負荷低減効果、社会的インパクト等を総合的に判断します。①FS実施後に海外展開する実事業の具体像、②事業化に至る道筋及び③本事業期間中に達成すべき目標をそれぞれ明確に申請書へ記載してください。

表1 費目の分類

1. 人件費	本事業実施のための必要な人件費に限ります。
2. 業務費	現地調査やワークショップ開催のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が事業の調整を行う際の国内旅費、海外の行政当局等の関係者を協議等のため我が国に招聘する際の外国旅費・国内旅費に限ります。単価等は「 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号） 」に準ずることとします。
(1) 旅費	
(2) 諸謝金	本事業の実施に必要な専門家等へのヒアリング等に支払う謝金等です。
(3) 消耗品費	本事業の実施に直接必要な20万円未満（単位当たり）の物品等の購入に直接要する経費です。リース可能なものはリースにより対応してください。 ※消耗品費は、取得価格が20万円（税込）未満の物品であり、本事業で使用するに従い消費され、長期使用に適しないものを対象とする。 ※20万円（税込）未満であってもパソコン、携帯電話など汎用性の高いものは計上できない。
(4) 印刷製本費	現地ワークショップの資料等の印刷、製本に要する経費です。 ※本事業報告書の印刷費については計上不要です。
(5) 通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、データ通信等に係る経費です。
(6) 借料及び損料	業務に直接必要な機械器具類（実証機）等のリース・レンタルに係る経費です。
(7) 会議費	現地ワークショップや国内での事業の調整のための会合等を行う際の会場借料、機材借料及び飲料費等の経費です。
(8) 雑役務費 通訳・翻訳料等	現地ワークショップの際の通訳料、文献や報告書等の翻訳料等です。
(9) 雑役務費 試料分析費等	現地の廃棄物の組成・性状等を調査するための外部分析機関等への委託料です。
(10) 外注費	本事業の一部を他社へ外注するために要する経費です。合計で原則、全体経費額の半額未満とします。
(11) 共同実施費	本事業を他社と分担し、共同で実施するために、共同実施者に支出する経費です。共同実施費に計上する場合は、別途掲載の「共同事業実施協定書」を参考の上、協定を結んでいただく必要があります。

参考) 「国家公務員等の旅費制度」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/travel_expenses/index.html

「環境省における委託業務経費等に関する基本方針」（令和8年3月24日）

[000387544.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/travel_expenses/000387544.pdf)

「環境省調達関係通知等」※委託費関係を参照。

http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html

5. 公募申請

(1) 申請方法

応募される方は、申請書、添付資料 1（事業概要資料）、添付資料 2（事業詳細資料）、その他添付資料を作成の上、事務局のメールアドレス（kaigai-4@jwrf.or.jp）宛てに基データ（Word,Excel,PowerPoint）及び PDF にてファイル共有サービス又はメール添付よりご提出ください。

※応募書類は当財団ウェブサイトからダウンロードできます。

(2) 公募期間

公募開始日：令和 8 年 4 月 14 日（火）

公募締切日：令和 8 年 11 月 30 日（月）17 時必着

※応募書類を受領したものから一次審査を実施します。

※公募開始から令和 8 年 5 月 15 日（金）17 時までを一次公募とします。

※一次公募終了後の二次公募実施可否については、当財団ウェブサイトにて掲載します。

※本事業の予算が上限に達した時点で、公募は終了します。

(3) 公募説明会

オンライン（Teams）による公募説明会を下記の日程で開催します。なお、当財団で公募している令和 8 年度資源循環分野の脱炭素化促進事業の公募説明会と同日開催とします。

●公募説明会日時：令和 8 年 4 月 20 日（月）15 時 00 分から 30 分程度

公募説明会の参加希望者は、「[公募説明会参加申し込みフォーム](#)」から受け付けております。申し込み期限は説明会実施日の 12 時までにお願いいたします。

(4) 質問や問い合わせ

本事業申請にあたり質問のある方は、当財団の海外循環ビジネス支援センター事業化促進業務事務局宛にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 8F

TEL 03-6659-6860 / FAX 03-5638-7164

E-mail : kaigai-4@jwrf.or.jp

また、当財団ウェブサイトより[応募相談シート](#)を掲載しておりますので、応募相談時にご活用ください。なお、他の申請者に共通となる回答については、申請内容が特定されない範囲で公開することがあります。あらかじめご了承ください。

6. 選考について

(1) 選考方法

環境省及び当財団による対象事業への該当性等についての申請書類の確認※の後、有識者で構成される「対象事業選定委員会」において選考を行います。

選考は、一次審査（書類審査）及び二次審査（ヒアリング審査）により行います。一次審査を通過した案件については、二次審査の日時及び形式を追って連絡いたします。

※当財団が窓口となり、申請書類の確認を行います。書類の不備等確認された場合は、書類の修正や追加書類の提出などを求めることがありますので、速やかに対応してください。

(2) 選考基準

別添 3 の採点基準に基づき、審査を実施します。

(3) 採択金額及び件数

採択予定金額（上限）	採択予定件数
900 万円	5 件程度

※採択金額は、採択予定金額 900 万円を上限として事業内容を精査し確定となるため、応募者が申請する金額と必ずしも一致するものではありません。

※審査の結果、採択予定金額（上限）を下げて採択（過年度の実績として、1 件当たり 450 万円を上限）とする場合があります。

(4) 選考結果

応募のあった案件の選考結果は一次審査及び二次審査後、環境省との協議の上、一週間以内にご連絡いたします。採否の理由に関する問合せには応じられませんので、ご了承ください。

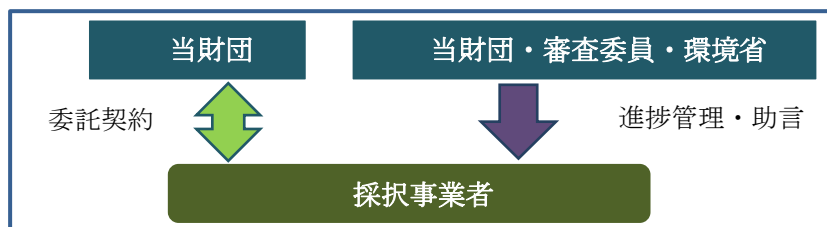
採択された事業については、法人名（共同実施者名を含む。）、国・地域名、プロジェクトの名称、事業概要等を含む、パワーポイントの公表用概要資料（採択時）を日本語・英語それぞれ 1 枚ずつ作成いただきます。当該資料は当財団ウェブサイト等で公表いたしますのであらかじめご了解ください。

7. 採択後について

(1) 事業の実施体制

採択された事業者（以下、「採択事業者」という。）は当財団と委託契約を締結し、以下概要図の体制で事業（現地調査、ワークショップの実施等）を実施していただきます。

※本事業における契約の概要図



(2) 事業の契約の性質

本事業の契約時には申請書一式及び採択に係る条件（付帯条件）の内容を含む仕様書を作成し、仕様書に記載された業務の履行をもって契約完了とします。

また、本事業は当財団と採択事業者との委託事業であり、委託費の支払いは、事業完了後の精算払いを原則とします。

精算払いとは、委託事業が完了し、採択事業者から完了報告書が提出された後に、当財団が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、精算報告書に基づき委託事業に要した経費額の確定後に、採択事業者からの請求書をもって委託費を支払うことを指します。

※契約に係る必要書類等については、別途当財団の定める書式及び手引きを参考とし、資料を作成していただきます。

(3) 採択に係る条件（付帯条件）

審査会時に審査委員、環境省及び当財団より指摘のあった採択に係る条件（以下、「付帯条件」という。）について、採択事業者と契約前に付帯条件の内容及び対応方針について確認を行います。

(4) 契約に係る留意事項

本事業の契約は 7. (1) にも記載の通り、当財団及び採択事業者の間で委託契約を締結します。契約に際し以下の点を留意の上、契約手続き及び本事業を進めていただきます。

- ①契約締結日以前の経費については、本事業の対象経費として積算できません。
- ②付帯条件を含む契約内容（仕様書及び申請時の事業内容等）が採択金額で履行できないと環境省、当財団又は採択事業者が判断した場合は、速やかにその代替手段等について協議します。
- ③上記②を経て、契約内容の履行が難しいと環境省及び当財団が判断した場合には、減額処理等を含む変更契約又は契約解除とします。

(5) 定例会への参加

当財団が実施する進捗確認を目的とした定例会に参加いただきます。定期的に採択条件、事業目標及び進捗等について確認を行います。また、渡航後や事業に変更が生じる場合は、都度協議し状況確認の会議を実施することがあります。

(6) 報告会への参加

外部有識者が出席する報告会に出席していただきます。事業期間内においては、中間報告会、最終報告会にて進捗や成果を報告いただきます。

(7) 成果の公表

事業報告書は一般公開資料となります。非公開としたい情報等あれば、非公開資料を別途作成いただきご提出ください。その他、本事業周知を目的とした公表用概要資料（事業完了時）を作成いただきます。

(8) 事業化への努力

本事業の終了後も事業化に向け努めていただきます。また、当財団及び環境省へ海外展開の進捗状況についての報告や事業成果を公表する会議への出席、報告、資料作成等を少なくとも5年の間、依頼する場合があります。

8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって採択事業者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 採択事業者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に採択事業者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は採択事業者に留保されるが、可能な限り、当財団及び環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、採択事業者は可能な限り、当財団及び環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、採択事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

採択事業者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。なお、提出の窓口は、当財団とする。

- (1) 採択事業者は、委託事業の開始時に、事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について当財団に書面で提出すること。
- (2) 採択事業者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託事業において採択事業者が作成する情報については、当財団からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 採択事業者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は採択事業者において委託事業に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 採択事業者は、当財団から提供された要機密情報が事業終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託事業において採択事業者が作成した情報についても、当財団からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 採択事業者は、委託事業の終了時に本事業で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

以上

別添 1

我が国循環産業の海外展開事業化促進業務
申請書類の様式及びチェックリスト

【申請書類の構成】

※申請書類の様式（添付資料 1 及び添付資料 2）については、当財団ウェブサイトよりダウンロードの上、作成をお願いいたします。

○添付資料 1

事業概要資料として、パワーポイント 3 枚以内で作成する。

○添付資料 2

No	添付資料 2 に含めるべき項目	紙数制限等
1	申請書	A4 版 1 枚
2	申請対象の海外展開事業名と申請金額	
3	申請法人（申請者）の概要 ※申請法人（申請者）は、公募要領 2.（2）の要件を満たす法人であること。	
4	申請内容に関する問い合わせ先	
5	申請法人（申請者）の事業概要	A4 版 2 枚以内
6	申請対象の海外展開事業の全体像概要 ※申請する FS 事業の全体像を記載	A4 版 6 枚以内
7	対象となる事業の概要 ※申請する FS 事業の概要を記載	A4 版 4 枚以内
8	対象となる事業の実施スケジュール	A4 版 2 枚以内
9	事業実施に関わる所要経費見込み ※必要な根拠書類等はこの枚数に収める必要はない。	A4 版 4 枚以内
10	対象となる事業の実施体制 ※申請法人（申請者）、その他海外展開事業の実施主体となる法人（共同実施者を含む。）及びその他法人等の役割分担を記載 ※現地関係者との間で覚書締結等の合意形成がなされている場合、当該文書の写しを添付（レター等も可）	A4 版 3 枚以内
11	暴力団排除誓約書	
12	政府関係機関による支援状況・経緯	

【その他添付資料】

事業に携わる主体別に提出が求められる「その他の添付資料」を以下に示す。○印は、提出が必要であることを示す。

No	その他添付資料	申請法人	事業の実施者（申請法人以外）（※1）及び事業の共同実施者（※2）
1	直近3期間の財務諸表（※3）	○	○
2	法人概要の把握に資する資料（会社概要、掲載された新聞記事、事業報告書など） ※該当箇所に付箋や枠などの目印を付けてください。	○	○
3	申請法人及び海外展開事業の実施主体となる法人の「法人登記簿抄本」、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての妙本 ※登記簿抄本は1部オリジナルがあれば、その他はコピーで構わない。	○	○
4	海外展開事業の実現に向けたこれまでの取組、準備状況が詳しく分かる資料	○	○
5	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況 ※事業者の事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証によって取得した認証の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、申請書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	○	
6	環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写し※環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供」において、いずれか1つの項目が申請書提出までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされている者は、その審査結果通知書の写しを添付すること。	○	

（※1） 事業の実施者（申請法人以外）とは、公募要領2.（1）に示した事業の実施者のうち申請法人以外の主体

（※2） 事業の共同実施者とは、申請者と共に事業を遂行する者を指す。

（※3） 「直近3期間の財務諸表」については、設立から3期末満である場合や、直近1期の決算が完了していないなど、提出できない期がある場合は、その旨を記載した紙面を提出すること。

【申請書類の提出チェックリスト】

上記の申請書類の提出チェックリストを作成し、提出できない書類がある場合は、その理由を備考欄等に明記したものを提出する。

別添2 我が国循環産業の海外展開事業化促進業務 評価基準表※

評価項目	評価の観点	得点配分
①循環産業活性化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、我が国の循環産業の知見やノウハウを活用したものであり、循環産業の活性化に貢献するものか。 ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、対象国・対象地域にとって新たな技術・ビジネスモデルの適用を含むか。 	10
②3R・循環経済の推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業は、3R・循環経済の推進、廃棄物の適正処理に具体的に貢献するものか。 ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業は、3R・循環経済の推進、廃棄物の適正処理以外の環境負荷低減に貢献するものであるか。 	10
③事業の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業は、現地の制度や政策、社会的状況等から、社会的要請の高いものか（現地での政策的なニーズが高く、明確な需要があり、かつ廃棄物処理・リサイクルに対する支払意志が見込まれる地域等へのアプローチ等といった戦略的な視点があるか。）。 ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業は、供給面に加えて需要面での見通し、リスク、競合状況等も分析されたものであるか。 ● 上記の分析は、実現可能性の評価根拠としてより確かな情報源から収集したデータ等を活用し、可能な限り定量的なデータの活用による分析をしたものか。 ● 応募された廃棄物処理・リサイクル事業について、事業化に向けた課題やロードマップが明確であるか。 ● 実現可能性調査の実施計画が具体的であり、本事業の事業期間中の達成目標が妥当なものであるか。 ● 現地の現実的な処理価格相場を基に、事業実施における収支は、事業性（採算性）があると見込まれるか。 ● 事業の申請者等のこれまでの取組により、応募された廃棄物処理・リサイクル事業の実現可能性についての検討実績があるか。 ● 事業の申請者等のこれまでの取組により、現地関係者との合意形成の蓄積があるか（現地関係者との覚書など、合意や連携に関する証書があるか。）。 	40
④事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の申請者が事業の実施者であるとともに、海外展開を行うための十分な組織体制、経営基盤、技術力等を有しているか（自己資金の準備等）。 ● 事業の申請者が事業の実施者であるとともに、対象案件を自らの収益事業として位置付け、対象案件の事業化を進めるための独自の取組や費用負担等を実施した実績があるか。 ● 事業を実施する法人の体制が、海外展開にあたって必要な知見、ノウハウ等を十分に備えているか。 ● 事業の申請者が事業の実施者であるとともに、事業を実施する法人の体制が、実現可能性調査FSを実施するための十分な組織体制、技術力を有しているか（外部の協力者に調査の一部を行わせる場合は、調査の根幹部分を事業の申請者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であることが必要）。 ● 本事業の従事者に事業の成果を出すための十分な時間があると認められるか。 	20
⑤政策的優先課題（環境省による評価）	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省の政策的課題に合致した、優先的に採択すべき事業か。 ● JICA・JBIC等の関係機関が行うプロジェクトと連携した事業か。 	20
合計		100
<p>配点5点の場合、秀：5点、優：4点、良：3点、準良：2点、可：1点、不可：0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数を掛けて得点を算出する。</p>		

※ 上記評価基準表は令和8年度本事業公募時点のものであり、変更となる場合があります。